

限度額適用認定証について

Q. 持っているとうなりますか？

A. 医療機関での支払額が自己負担限度額までになります

この認定証を持たずに受診、受療をした場合は、通常の自己負担額を支払うことになります。

Q. どうすればもらえますか？

A. 玉村町国民健康保険、後期高齢者医療保険に加入している場合は、住所地の市町村役場で申請してください。 社会保険に加入している場合は、勤務先や加入している保険者へ申請してください。

交付には申請が必要ですが、限度額区分によっては不要である場合もあります。下記の表を参考に、限度額適用認定証が必要かどうかご確認ください。発行を受けた際には、申請月の初日から適用されます。

申請に必要なもの： 健康保険証 印鑑

世帯外者が手続する場合：委任状、本人確認証書（免許証等）が追加で必要です

区分	対象者				申請
国民健康保険	69歳までの人				必要
	70歳から 74歳までの人	自己負担割合	3割	国保世帯の70歳から74歳まで 課税所得690万円以上の世帯	不要
				国保世帯の70歳から74歳まで 課税所得145万円以上690万円未満の世帯	必要
			2割 1割※	国保世帯の70歳から74歳まで 課税所得145万円未満の人	不要
				国保世帯全員が住民税非課税の人	必要
後期高齢者医療制度	75歳以上の人 または 65歳以上で障害により広域連合の認定を受けた人	自己負担割合	3割	住民票上の世帯に住民税課税所得690万円以上の後期高齢医療制度の被保険者がいる人	不要
				住民票上の世帯に住民税課税所得145万円以上690万円未満の後期高齢医療制度の被保険者がいる人	必要
			1割	住民票上の世帯に住民税課税者がいる人	不要
				住民票上の世帯全員が住民税非課税の人	必要

※昭和19年4月1日以前生まれの人が該当です。負担割合は本来2割ですが1割分を国が負担します。実際の窓口負担は1割です。

ご注意：限度額区分や所得の状況に関しては、電話等でのお問い合わせでは回答しておりません。

お問い合わせ：玉村町役場 住民課国民健康保険係
電話 0270-64-7702